相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市都島区都島中通三丁目六番、最後の住所大阪市鶴見区緑一丁目一〇番三三シーアイマンション鶴見緑地公園五〇四号

被相続人　亡　三上　庸太

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月七日

大阪市北区西天満四丁目一番一号中之島日光ビル五階五〇一

相続財産管理人　弁護士　七尾　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府八尾市上之島町南一丁目七六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　栗山　周士

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月七日

大阪市北区西天満四―一一―二二阪神神明ビル九階・二階

相続財産管理人　弁護士　藤原　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市東住吉区駒川四丁目一四番地、最後の住所大阪市西区新町一丁目二二番一七号上田コーポ五〇三号

被相続人　亡　丸岡　豊子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月七日

大阪市北区西天満一丁目七番四号協和中之島ビル五階　相続財産管理人　小谷　隆幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市甲子園口五丁目五一番地、最後の住所兵庫県西宮市甲子園口五丁目一四番七号

被相続人　亡　岩崎　正明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月七日

兵庫県尼崎市開明町二丁目一一番地　神鋼建設ビル六〇五号

相続財産管理人　弁護士　川西　絵理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市兵庫区湊山町六六番地、最後の住所兵庫県神戸市灘区六甲台町一〇番五―二〇一号

被相続人　亡　森山登志子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月七日

兵庫県神戸市中央区海岸通六番地　建隆ビルⅡ三階　神戸パートナーズ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西片　和代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県渋川市渋三一八九九番地、最後の住所広島県廿日市市大野二七一五番地一七七

被相続人　亡　萩原　信一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月七日

事務所広島市中区基町六番七八号　リーガロイヤルホテル一〇階

相続財産管理人　弁護士　埋橋　和人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県薩摩川内市田海町二一〇三番地、最後の住所鹿児島県薩摩川内市田海町二〇八三番地一

被相続人　亡　中島　吉郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月七日

鹿児島県出水市昭和町三―二四　出水法律事務所

相続財産管理人　弁護士　米田　圭吾

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することにしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年十月七日

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目八番地一二

株式会社丸八ホールディングス

代表取締役　瀧口　陽夫

記

株主名簿上の氏名及び住所	株式の種類及び数	株主番号
星　憲敏　東京都練馬区北町三―八―五―五〇一	普通株式　二株	ＡＯ一〇六四

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成25年10月7日

東京都千代田区紀尾井町３番30号

公益社団法人不動産保証協会

記

年番	度号	免許証番号	商号又は名称	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
平25不保619		国土交通大臣(1)6484	菱和株式会社	北海道札幌市豊平区月寒東二条５―９―６	1000万円
平25不保620		宮城県知事(4)4274	株式会社ユニ・メディア	宮城県仙台市泉区黒松２―20―14	〃
平25不保621		宮城県知事(3)4924	賃貸管理	宮城県古川市駅前大通６―１―25	〃
平25不保622		宮城県知事(1)5590	株式会社ダイリツプランニング	宮城県柴田郡川崎町大字支倉字鳥沢山25―６	〃
平25不保623		福島県知事(2)2792	八巻重機工業有限会社	福島県福島市笹谷字町尻１―３	〃
平25不保624		埼玉県知事(5)16319	株式会社三企建設	埼玉県さいたま市大宮区寿能町２―446―１	〃
平25不保625		埼玉県知事(1)21660	株式会社永光ティッズ	埼玉県春日部市中央８―８―36	〃
平25不保626		千葉県知事(9)6737	株式会社永光企画	千葉県松戸市幸谷596	〃
平25不保627		千葉県知事(3)13783	有限会社中山住宅	千葉県富津市上1210	〃
平25不保628		東京都知事(9)39507	大室産業株式会社	東京都世田谷区梅丘１―34―４	〃
平25不保629		東京都知事(10)33116	株式会社デベロッパー・サイ	東京都渋谷区宇田川町12―３	〃
平25不保630		東京都知事(8)43636	東京興産株式会社	東京都国分寺市本多２―16―21	〃
平25不保631		東京都知事(6)56177	株式会社大家	東京都港区東麻布３―８―10	〃
平25不保632		東京都知事(4)73257	日本住宅開発株式会社	東京都千代田区神田紺屋町28	〃
平25不保633		東京都知事(3)76267	株式会社ドゥ	東京都昭島市昭和町２―７―４	〃

代表者（代表者の）氏名	主たる事務所の所在地
代表取締役　中村勝	北海道札幌市豊平区月寒東二条５―９―６
代表取締役　菅野徳彦	宮城県仙台市泉区黒松２―20―14
永浦誠	宮城県古川市駅前大通６―１―25
代表取締役　西本敬明	宮城県柴田郡川崎町大字支倉字鳥沢山25―６
代表取締役　八巻行夫	福島県福島市笹谷字町尻１―３
代表取締役　平山忠雄	埼玉県さいたま市大宮区寿能町２―446―１
代表取締役　鈴木幸司	埼玉県春日部市中央８―８―36
代表取締役　渡部暁彦	千葉県松戸市幸谷596
代表取締役　中山佳之	千葉県富津市上1210
代表取締役　大塚國弘	東京都世田谷区梅丘１―34―４
代表取締役　小林豊	東京都渋谷区宇田川町12―３
代表取締役　川本俊夫	東京都国分寺市本多２―16―21
代表取締役　島田直人	東京都港区東麻布３―８―10
代表取締役　松本光芳	東京都千代田区神田紺屋町28
代表取締役　笛東平	東京都昭島市昭和町２―７―４